

2025-12-3 第249回社会保障審議会介護給付費分科会

○村中企画官 定刻になりましたので、第249回「社会保障審議会介護給付費分科会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席賜りまして誠にありがとうございます。

本日は、こちらの会場とオンライン会議を活用しての開催とさせていただき、動画配信システムでのライブ配信により公開いたします。

続いて、本日の委員の出席状況ですが、大石委員、奥塚委員、長内委員、鳥潟委員、中島委員より御欠席の連絡をいただいております。

御欠席の大石委員に代わり尾崎参考人、長内委員に代わり坂口参考人に御出席いただいております。

また、野村委員については遅れて御出席いただく旨、御連絡をいただいております。

以上により、本日は19名の委員に御出席いただいておりますので、社会保障審議会介護給付費分科会として成立することを御報告いたします。

なお、公務の都合により、高齢者支援課長は欠席、林大臣官房審議官、老健局総務課長、推進課長は遅れての参加となりますので、併せて御報告申し上げます。

それでは、議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。

事前に送付しております資料を御覧ください。同様の資料をホームページに掲載してございます。

会議の運営はこれまでと同様、オンラインでの出席の委員の皆様におかれましては、御発言する際にはリアクションから「手を挙げる」をクリックし、分科会長の御指名を受けてから発言いただくようお願いいたします。

それでは、以降の進行は田辺分科会長にお願いいたします。

○田辺分科会長 それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

本日は議題が多いことから、事務局におかれましては資料説明を簡潔に行っていただくとともに、各委員におかれましても発言はお一人3分以内でおまとめいただきますようお願いいたします。

また、時間が到来しましたら事務局よりベルを鳴らします。あまりこのベルの音が好きではありませんので、御協力いただけるようお願い申し上げます。

まず議題1の「令和7年度介護事業経営概況調査の結果」について議論を行いたいと存じます。

まず、事務局のほうより資料の説明をお願いいたします。

○堀老人保健課長 老人保健課長でございます。

資料1-1を御覧ください。「令和7年度介護事業経営概況調査結果の概要（案）」について御説明をさせていただきます。

まず調査の概要でございますけれども、「調査の目的」は各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的としております。

「調査時期」ですけれども、本年5月に調査票を配布いたしまして、令和6年度介護報酬改定前後の令和5年度の決算及び令和6年度決算、2年度分の決算の状況を調査しております。

「調査対象」は、全ての介護保険サービスを対象としており、調査対象サービスごとに層化無作為抽出法により地域区分別、規模別に層を分けまして、1分の1から25分の1の割合で抽出をしております。

「調査客体数」につきましては1万7528施設・事業所、有効回答数は8,099施設・事業所であり、有効回答率は46.2%でした。通常、本改定の前年に実施をします介護事業経営実態調査でございますけれども、これは1年分の決算を御報告いただく調査でございますが、今回御報告する概況調査は一番下のイメージ図にお示しをしておりますとおり、改定前後の2年分のデータを御報告いただく調査ということでございます。

また、「調査客体数」も実調では約3万3000としておりますけれども、これに比較しまして概況調査については約1万7,000と、約半分の規模となってございます。

2ページを御覧ください。

「各介護サービスにおける収支差率」でございます。

収支差率につきましては、今回調査におきましても3種類の数字を併記させていただいております。1段目の括弧なしの数字は物価高騰対策関連補助金を含まない税引き前の収支差率、2段目の括弧の数字は物価高騰対策関連補助金を含めた税引き前の収支差率、3段目の括弧の数字は物価高騰対策関連補助金を含めた税引き後の収支差率でございます。

主なサービスの令和5年度と6年度の収支差率を比較いたしますと、1段目の括弧なしの数字を御覧いただければと思思いますけれども、介護老人福祉施設では0.1%改善し、1.4%、介護老人保健施設では1.2%改善し、0.6%、訪問介護につきましては1.5%低下し、9.6%、通所介護につきましては0.3%低下し、6.2%といった結果となってございます。

なお、夜間対応型訪問介護につきましては、注意書き、注1をつけてございますけれども、有効回答数が少ないため、参考数値として公表していることに御留意いただければと思います。

全サービスの平均、右下のオレンジ色の部分でございますけれども、令和5年度決算が4.7%、令和6年度決算も4.7%となってございます。

続いて3ページを御覧ください。

令和6年度決算における各サービスの「赤字事業所・黒字事業所の割合」でございます。

主なサービスについて見ますと、介護老人福祉施設では赤字事業所が44.3%、黒字事業所が55.7%、介護老人保健施設では赤字事業所が49.3%、黒字事業所が50.7%、訪問介護では赤字事業所が35.1%、黒字事業所が64.9%、通所介護では赤字事業所が37.4%、黒字

事業所が62.6%といった結果となってございます。

続いて、4ページを御覧ください。

こちらは、2ページ目のカテゴリーと合わせまして、施設サービス、居宅サービス、地域密着型サービスにまとめた赤字事業所、黒字事業所の割合でございます。

全サービスで見ますと、約4割の事業所が赤字、約6割が黒字となっており、施設サービスでは赤字事業所の割合が多くなってございます。

続いて、5ページを御覧ください。

各サービスの収支差率とともに、収入に対する給与費の割合を掲載しております。

給与費の割合について対前年度増減を見ていただくと、多くのサービスで給与費割合が増加をしております。一部のサービスにおいて給与費割合が低下をしておりますけれども、金額で見ますといずれのサービスでも増加をしております。

続いて、6ページを御覧ください。

こちらは、サービスごとの有効回答率を記載させていただいているものでございます。

続きまして、資料1-2を御覧ください。

調査結果の統計表となります。

最初に目次がございまして、ページ数が入っている1ページ目から23ページ目につきましては各サービスの総括表ということで、令和3年決算から令和6年度決算までの収支等の状況を掲載しております。

ページの下部に収支差率の階級別の回答事業所割合の分布を掲載しておりますけれども、サービスによっては今回の概況調査では収支差率が10%以上の事業所からの回答が多くなっているなど、令和5年度経営実態調査における令和4年度決算との違いに留意が必要と考えております。

24ページ以降、46ページまでが各サービスにおける地域区分別の収支等の状況。

47ページから69ページにかけまして、各サービスにおける経営主体別の収支の状況。

70ページ以降92ページまでが、規模別の収支等の状況。

93ページにつきましては、介護老人福祉施設におけるユニット、ユニット以外の収支等の状況。

94ページから96ページまでが、訪問系のサービスにつきまして今回の調査で新たに質問項目を設けた項目の結果でございます。後ほど、参考資料の中で御説明をさせていただきます。

97ページにつきましても、今回の調査で新たに質問項目を設けたもので介護テクノロジーの導入率の状況でございます。

いずれのサービスにおきましても、介護記録ソフト等の介護業務支援機器の導入率が高くなっております。施設系や居住系、通所系では見守りコミュニケーション機器の導入率も高くなっております。

98ページから101ページにかけましては、1ページから23ページの下にお示しをしてお

りますグラフの元データを掲載させていただいているものでございます。

続いて、参考資料1を御覧いただければと思います。

1ページ目を御覧いただきまして、同一建物減算の算定有無別の令和6年度決算における収支差率ということでございます。

訪問介護の10%減算の適応事業所、訪問リハビリテーション、通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の900単位減算適応事業所、臨床対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護では同一建物減算の算定ありの事業所のほうが収支差率は高くなっています。

2ページ目を御覧ください。

資料1-2の94ページの延べ訪問回数にサービス付き高齢者向け住宅の占める割合別に令和6年度の決算の収支差率をまとめたものでございます。N数が少ないところもあることに留意が必要と考えてございます。

3ページ目を御覧いただきます。

資料2の96ページの1回の訪問にかかった平均的な移動時間別に令和6年度の決算の収支差率をまとめたものでございます。

こちらも、N数が少ないものもございますので留意をいただければと思います。

4ページ目を御覧いただきます。

派遣委託費につきまして令和6年度決算において費用計上があった施設、事業所の派遣委託費と収入に占める割合、支出に占める割合、給与費に占める割合をまとめたものでございます。

訪問介護や訪問入浴介護、小規模多機能型居宅介護で派遣委託費の割合が高くなっています。

5ページを御覧ください。

人材紹介手数料につきまして、令和6年度決算において費用計上があった施設事業所の人材紹介手数料の収入に占める割合、支出に占める割合、給与費に占める割合をまとめたものでございます。

全体的に、1%前後となっているサービスが多くなってございます。

6ページを御覧ください。

介護テクノロジーの保守・点検等に係る費用について、令和6年度決算において費用計上があった施設、事業所の保守・点検等の費用の介護事業費用に占める割合をまとめたものでございます。

全体的に1%前後となってございます。

7ページは、「施設系サービスにおける食費・居住費の平均的な費用額について」をまとめたものでございます。

食費について、令和6年度決算における入所者1人当たりの月額費用は4万6938円となっており、現行の基準費用額4万3928円を3,000円ほど上回っております。

居住費につきましては、居室形態や施設によって様々な状況でございますけれども、令

和5年度実調における令和4年度決算と比べまして大幅な増減は見られない結果となってございます。

9ページでございます。

派遣委託費と人材紹介手数料について、令和6年度決算に費用の計上がなかった施設、事業所も含めて集計をしたものでございます。

同じように10ページでございますけれども、介護テクノロジーの保守・点検等に係る費用について、令和6年度決算で費用の計上がなかった施設・事業所も含めて集計をしたものでございます。

11ページでございますけれども、介護老人福祉施設について令和5年度介護事業実態調査で把握した令和4年決算と、今回概況調査で把握をしました令和5年度決算について回答施設の分布をお示ししたものでございます。両者に大きな違いは認められておりません。

12ページを御覧いただきまして、同様に訪問介護につきまして2つの調査の分布を比較したものでございます。

こちらは、今回の概況調査が令和5年度実調の結果よりも収支差率が10%以上の事業所の回答が多くなってございます。

13ページでございますけれども、同様に通所介護の分布の比較でございます。

こちらは、今回の概況調査が令和5年度実調よりも赤字回答書の回答割合が少なくなっているという結果でございます。

14ページは同様に、認知症対応型共同生活介護の分布の比較でございます。

こちらは介護老人福祉施設と同様、2つの調査の間で大きな違いは認められておりません。

資料の説明は以上でございますけれども、本調査結果につきましては先週11月26日に開催をいたしました経営調査委員会に報告をいたしまして、改定の前後を比較すると、全体としては収支の大幅な悪化は見られていないという結果ではないか。また、サービス類型により抽出率が異なるものの、実調と比較して概況調査は全体としては約半数のサンプルで実施をされており、施設の結果については安定していると考えられるが、その他のサービスについてはN数が実調よりも大幅に少ないため、ばらつきが大きくなっています。今回の各サービスの収支差率の点推定値を調査デザインが異なる過去の実調の結果と単純に比較することについては留意が必要。

特に、参入と撤退が頻繁に起こるサービスについて、2年間のデータを報告する必要がある概況調査では、調査設計や標本の違いによるバイアスが生じることによる留意が必要ではないか。

それから、施設の収支差率が低く、居宅サービスの収支差率が高い結果となっているが、居宅サービスは事業規模が小さく、率が高くても額は少額にとどまっているところが多く、わずかな外部要因でも赤字に転落することがあり得るため、横断的に比較するためには率だけでなく額も見る必要がある、などの御意見をいただいたところでございます。

以上で説明を終わります。

○田辺分科会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のございました事項につきまして御意見、それから御質問等がございましたら挙手にて発言をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

では、まず東委員、よろしくお願ひします。

○東委員 ありがとうございます。全老健の東でございます。

資料1の2ページに、各サービスの収支差率が出ております。老健施設の収支差は、介護サービス全体の中で地域密着型のプラス0.4%に次いで、ほぼ最低のプラス0.6%となっております。また、同じ介護保険施設である特養のプラス1.4%、介護医療院のプラス3.5%と比べてもかなり低い収支差であることが分かります。

さらには、資料1の3ページには赤字事業者の割合が示されております。老健施設は全体の中で赤字割合が最も多い49.3%となっております。また、ほとんどの老健施設に併設されております通所リハビリテーション事業所についても赤字割合が48.6%と2番目に多い割合となっています。

このように、老健施設の経営環境というのは最悪であると言わざるを得ません。老健施設は特養と比べてもその規模が約2倍と大きく、創設以来30年ほど経過している施設も多くございますので、建替えや大規模修繕を迫られている実態がございます。

また、規模が大きいだけに、建替えはもうほとんど無理でございます。大規模修繕の負担も、相当に過大となっております。この大規模修繕に必要な資金は、このような0.6%というような収支差ではとても確保ができません。また借入れをするほかはないわけでございます。

事実、老健施設が転換もできずに廃業するという施設が近年非常に増えております。私ども全老健の調べによりますと、令和元年から令和4年の間の廃業施設、年間平均7施設でしたが、令和5年は15施設、令和6年は31施設が廃業に追い込まれており、年々倍増しているわけです。

したがいまして、令和8年4月の臨時の介護報酬改定におきましては、職員の処遇改善や食費など、物価高騰対策だけではなく、施設サービス費本体の引上げが必須と考えます。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

それでは、伊藤委員、よろしくお願ひします。

○伊藤委員 ありがとうございます。

既に何度も申し上げていますが、今後も介護サービスの需要や介護給付費が急増していく一方で、生産年齢人口の急減が見込まれる状況です。制度の支え手である現役世代は、高齢者医療への負担も含めて、やはりこれ以上の負担増には耐えられない状況です。

令和7年度の概況調査について、令和6年度の決算における介護サービス全体の平均的な収支差率は4.7%と御説明いただきましたが、これは前年と比べておおむね同水準で、な

おかつ平均的には黒字の状況だとお示しいただきました。

ただ、各サービスの状況を見ますと、まだまだばらつきが見られることから、その内容をよく分析、検証した上で対応していく必要があると考えています。今回の現況調査や今後の実態調査などを踏まえながら、制度の安定性、持続可能性を確保していくための介護事業の体質強化を図っていくとともに、利用者や現役世代の負担軽減等を念頭に置いた上で、メリハリのある評価、改定率の設定、公費の拡充といったことも含めて議論をしていただければと思います。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

それでは、及川委員、よろしくお願ひします。

○及川委員 ありがとうございます。日本介護福祉士会の及川でございます。

私のほうからは、訪問介護事業者に関して御意見を申し上げます。ほかのサービス種別でも素直に受け取れない数字が見受けられるのですが、ここで訪問介護サービスについて指摘したいと思います。

まず資料1－1の2ページでは、訪問介護事業所の赤字割合が35.1%と示されております。他方で、令和6年度の訪問介護関連の老健事業報告書では、令和5年度決算における赤字割合が41.3%であり、令和5年度より約6ポイントの改善が図られた結果となっております。

また、資料1－2の94ページでは、訪問介護の延べ訪問回数に占める集合住宅居住者の割合別の収支差率が示されており、集合住宅比率が60から80%の区分で最も高い収支差率となっております。

しかし、同じく令和5年度の訪問介護事業関連の老健事業報告書では、集合住宅居住者へのサービス提供割合が低い事業所のほうが赤字割合は高いという傾向が示されております。通常の事業実態から考えると、浜銀総研さんの分析のほうが整合性は高いように思われます。

さらに、資料1－2の96ページでは、1回の訪問にかかる平均移動時間が45分から1時間の事業所の収支差率が最も高くなる点についても違和感がございます。

一般的な訪問介護の運営実態を踏まえると、移動時間が長い事業所ほど収支差率が高くなるという構造には疑問が残ります。もちろん、これらが正確な実態を反映しているのであれば、結果として受け止める必要はございます。

しかし、複数データ間の不整合や、実態と乖離しているように見える点があることから、調査手法やサンプル構成によって結果がゆがむ可能性も否定できないと考えております。したがって、今般の経営実態調査においては、現場の実態をより正確に反映できるよう、調査設計やデータ収集方法について可能な限り工夫をお願いいたします。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

それでは、石田委員、よろしくお願ひします。

○石田委員 ありがとうございます。

私も今、及川委員がおっしゃったような訪問介護に関するご意見に大いに同意するところがあります。今回の調査ですけれども、実態調査とは違って概況調査ということもあるのですけれども、やはり調査の客体数が少ないため、そこに示されているものは参考程度にしかならないのではないかと思っております。特に客体数においても訪問介護や訪問看護、訪問リハ、それからショートステイ、あとは福祉用具など、主に居宅介護分野についての客体数が非常に少ないとという点もあります。実際にこういった内容から推察して、この赤字、黒字の割合についても、本当に性格な数字として判断できるかどうかというのはやはり疑問が残ります。

それで、参考資料の「令和7年度介護事業経営概況調査」についてでも同じようなことが言えまして、「同一建物減算の算定有無別の収支差率について」というところでも、これらに回答している事業所というのは多くても300、400という少ないレベルです。

さらに、これは推測ですが、やはりこういった調査に回答できる余裕がある事業所のみが答えていているというようなことがあるのではないか。実際にその辺の内容については、もう少し精度の高い調査をぜひお願ひしたいと思っております。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

それでは、今井委員、よろしくお願ひします。

○今井委員 民間介護事業推進委員会の今井でございます。

私からも、概況調査の結果について要望をちょっと申し上げたいと思います。

今回の調査結果については、回収率や回答をした事業者層の影響もあろうかとは思います。

しかしながら、訪問介護の収支差率が高かったというのは非常に驚きをもって受け止めているというような状況です。前回の改定時に訪問介護の基本報酬は下げられてしまって、我々の経営実態を踏まえていない対応だというような形で社会問題化した。事実、介護事業者の事業収縮や倒産が発生しているというような状況がございます。我々としても分析を試みようと思っているわけですけれども、本日示されたデータだけでは感想的なことしか申し上げられないというのが正直なところかと思います。

それで、これはあえて申し上げますと、この調査の前段階で調査項目の議論時に、事業者側の仮説というものが2点あったと思います。

1点目の同じ訪問介護でも先ほども御指摘があったと思いますけれども、同一施設内で移動距離が短いパターンと、一般住宅を巡回して移動距離が多くなるパターンには差があるはずだから分けて調べてほしい点ですが、今日御説明がありましたけれども、そのことを裏づけるようなデータの違いは認められないということ。

2点目は、法人機能が大きく本部機能と複数事業所が分かれているような場合であって、事業所単位の調査であることから本部経費の振り分けの仕方等によって個別事業所単位の利益率が高く出てしまうのではないかというような懸念等もあったかと思います。これについては、法人本部の有無や本部経費の振り分け方法の記載された数値の妥当性など、より深く分析が必要になろうかと思います。

それで、今回の訪問介護の基本報酬の引下げの影響を調査するために、厚労省では別途老健事業を活用した調査分析も行われると承知していますので、今後の給付費分科会での審議においてはこれら調査結果と合わせて精緻な分析データを用いた審議ができるようにお願いしたいと思います。

それで、先ほども他の委員の方からも御指摘があったと思いますけれども、介護事業者の経営実態や報酬改定の影響等を把握する手法として用いられてきたこの経営概況調査ですが、対象が事業所単位であっても中小零細な事業所にとってはこういった調査に専従の職員を充てることはできない。さらには、調査項目や記載方法も複雑であることから回収率がなかなか上がらない。そろそろ調査手法そのものを見直す必要があるのではないかとも思っております。

把握できるデータには限界がある中で、こうした生の数値だけが公表されて独り歩きすることは、介護サービス事業所の経営状況についての理解として看過できないミスリードとなる可能性もあるのではないかと思います。

したがいまして、詳細かつ丁寧なデータの分析を行って、適正な情報の発信に努めていただくよう要望したいと思います。

以上でございます。

○田辺分科会長 それでは、田母神委員、よろしくお願ひします。

○田母神委員 ありがとうございます。

資料1について意見を申し述べます。

資料1－1の3ページの令和6年度決算における「赤字事業所・黒字事業所数の割合」を見ますと、全サービスの37.5%が赤字となっております。

2ページにおきましても、「各介護サービスにおける収支差率」について、対前年度で収支が悪化しているサービス類型が多くなっていることなど、既に御発言もありましたが、各サービスで物価高の影響を受ける中で大変厳しい経営状況が読み取れます。

訪問看護について令和6年度決算はプラス10.3%となってはおりますが、前年度から1.6ポイント減少しており、また、資料1－2の75ページでございますけれども、小規模な訪問看護事業所ほど経営が苦しい状況であり、金額ベースで確認しますと、平均でかろうじてプラスというような収支状況が示されておりますので、そういった点にも着目する必要があると考えております。訪問看護事業所全体の約半数が常勤換算、看護職員5人未満の事業所でございますので、75ページの訪問回数階級別で示された1事業所あたりの看護職員数と照らし合わせますと、数多くの事業所が厳しい経営状況にあると考えられます。

地域で重要な役割を果たしている施設・事業所の運営、そしてそこで働く職員の就業が持続可能なものとなるよう、処遇改善に向けた財政支援、そしてその基盤となる施設・事業所の経営の安定に向けた財政支援が不可欠と考えております。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

それでは、江澤委員、よろしくお願ひします。

○江澤委員 ありがとうございます。

全サービス平均がR5とR6で変わらないということは、前回のプラス改定部分が物価高騰、賃金上昇等で吸収されているのかどうか、また詳細な分析が必要ではないかと思っています。

また、3ページを見ますと、かなり赤字割合が多く、これ自体が介護業態としては異常事態であります。介護事業所はいずれも経営体力が乏しく、このような状態が長続きはせず、この赤い事業所の赤色の部分から事業所が淘汰されていくという状況になります。また、この青色の部分の黒字であっても借入金の返済等をいろいろ踏まえてキャッシュフローが回っていない事業所は山ほどもあります。

大変危機的な状況でありますし、こういった資料を見ますと、学生さんとか、他産業からの流入というのは、なかなか赤字の事業所に勤めてどうなのかとか、あるいは給料も上がらないのではないかとか、非常にネガティブキャンペーンにもなっているというふうに認識をしており、最近社会保障分野に入ってくる人の就業者の数がすごく減っていると思います。

ぜひこういった状況は一刻も早く変えていかないと、日本の介護というものが立ち行かなくなるのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

では、濱田委員、よろしくお願ひします。

○濱田委員 ありがとうございます。日本介護支援専門員協会の濱田です。

今回、新たに黒字、赤字事業所割合を示していただきまして、また参考資料では各種のデータをお示しいただきまして感謝申し上げます。

今回は初回ということもあり、はっきりした傾向はすぐには把握が難しい状況かと思っておりますが、今後クロス集計等や、今回の結果を踏まえて、より実態を把握できるようにするための設問の修正、また申告調査結果と給付実績の比較等、引き続き傾向の把握ができるように努めていただければ幸いでございます。

また、先ほど経営委員会での御指摘がございまして、率だけではなく小規模事業所については額もということでございますが、居宅介護支援事業所も非常に小規模な事業所が多くございまして、例えばこの資料1P2の対前年度増減ではプラスでありましても金額ベースでは数万円しか差がないというふうなこともあります。今後は、その辺りの分析や

評価もお願いできれば幸いでございます。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

では、平山委員、どうぞ。

○平山委員 連合の平山です。

私からも、この調査についてのコメントをさせていただきます。

資料1－1の4ページでは、全体で赤字の施設が37.5%と厳しい経営状況であると受け止めております。

一方で、サービス別の平均収支差率を見ると、いずれのサービスもマイナスにはなっていない。

しかし、資料の1－2の収支差分布を見ると、その分布の形がサービスごとにかなり異なっているというふうに思います。平均収支差率が9%を超えるサービスでは、収支差率の分布も幅が広く、収支差率の高い施設が多い一方で、マイナスの施設も一定存在しているように見えます。

例えば、訪問介護では全体の収支差率は9.6%と、昨年の11.1%から低下はしているものの、平均としては全体から見ると高いように見えます。資料1－2の4ページに記載されている訪問介護の収支差率分布を見てみると、確かに収支差率がプラスの施設が多く、プラス40%以上の施設も一定数あります。

一方で、マイナス15%以下の施設もあることから、同じサービスの中でも大きなばらつきが存在しているということが分かります。

また、訪問介護の収支差率を資料1－2の27ページの地域区分別で見てみると、最も高いのは3級地の15.6%、最も低いのは4級地となっており、1級地が一番高いわけでもなく、7級地その他が特別低いというわけでもないということになっています。このことから、地域区分の中でもそれなりのばらつきがあるのではないかということが考えられます。

こうした点を踏まえると、今回の調査結果について、全体の平均値だけを見て収支差率が高い、低いと単純に判断して報酬水準を決定していくことはよくないと思います。収支差率が悪くても、地域にとって必要なサービスであれば継続できるようにしていかなければならぬと思います。

介護保険部会でも議論されておりますが、中山間人口減少区域の設定や包括払いの仕組みについては収支差率の分布やばらつきの要因も含めて丁寧に分析し、議論を進めていく必要があると考えます。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

では、志田委員、よろしくお願ひします。

○志田委員 ありがとうございます。認知症の人と家族の会の志田でございます。

質問と要望がございます。

資料1－1の3ページにございます「赤字事業所・黒字事業所数の割合」、このグラフを見ますと、訪問リハビリテーションと定期巡回・随時対応サービスを除き、全てのサービスの事業所で赤字が3割を超えております。その中で、事業所の休止、廃止、そして倒産が多いと言われている訪問介護事業所の赤字割合が35.1%と、全サービスの平均の37.5%を下回る結果になっています。これはどうしてなのでしょうか。

本日、東京商工リサーチの調査結果が報道されましたので、皆様御存じのことと存じますが、訪問介護事業者の倒産件数が11月末時点では過去最多を更新したとされています。訪問介護事業所は全国に3万6468事業所ですが、調査の有効回答は638事業所です。全事業所の2%足らずなので、対象が少な過ぎるのではないかという印象を持ちます。

質問です。この経営概況調査の結果で、訪問介護事業所の状況をどう理解したらいいのか、説明をお願いいたします。

次にまいります。事前質問の回答によれば、経営概況調査では都道府県別の集計はできないということですが、現在、介護保険部会では中山間人口減少地域など、全国を3類型に分け、人口減少地域などの特例介護サービスの拡張や訪問介護の月単位定額制、地域支援事業の新類型などが審議されています。

要望です。来年は本調査である経営実態調査を実施することになりますが、全国集計だけでなく、ぜひ都道府県別、せめてブロック別に地域の実態が把握できるような調査をしていただくことを希望いたします。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

1点、御質問がございましたけれども、回答は統計学の話になってしまふと思うのですが。

○堀老人保健課長 老人保健課長でございます。

どこまで直接的な御回答になるかというところはございますけれども、まず1点としては御発言の中でも御指摘をいただきましたとおり、実調と概況の調査についてはN数が大分異なりまして、概況調査のほうは約半数のN数ということになっておりまして、そういうN数が少ないということについては留意すべきではないかというのは経営調査委員会のほうでも御意見をいただいたということでございます。

先ほど参考資料1のほうの結果の中でも特養、それから訪問介護、通所介護、認知症グループホームについての分布の差を最後の4ページで御説明させていただきましたけれども、12ページで御説明させていただいたとおり、訪問介護については前回実調、令和4年の決算については実調で把握をして、濃いオレンジ色のところが今回の概況調査ということで、改定のない2年の差でも2つの調査でこれだけの差が出ているということでございますので、今回回答した事業所と前回の実調で回答した事業所との分布に差があるのではないかという御指摘もいただいたということでございます。

来年、実調のほうをまた実施することになりますので、今回いろいろいただいた御指摘

も踏まえながら次回の調査については準備してまいりたいと考えてございます。

○田辺分科会長 では、田中委員、よろしくお願ひします。

○田中委員 ありがとうございます。日本慢性期医療協会の田中でございます。

東委員同様、本体の引上げを考える時期と考えます。介護医療院等については、収支差の比較をするとマイナスとなっています。人件費の高騰、物価高騰の中で収支差率が下がるということは運営がじり貧であるということであり、いつまでこの状態が続くのか、非常に懸念されます。福祉や医療は決して慈善事業ではないことから、黒字はいけないということはないので、しっかりととした対応をお願いしたいと思います。

また、新たに人材紹介、人材派遣、テクノロジー費用等について調査を追加していただき、ありがとうございました。引き続きの分析をお願いしたいと思います。

意見です。ありがとうございます。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

ほかはいかがでございましょう。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、この件に関してはここで終了とさせていただきたいと存じます。

次に議題の2の「介護人材確保に向けた処遇改善等の課題」について、事務局より資料の説明をお願いいたします。

では、よろしくお願いいいたします。

○堀老人保健課長 老人保健課長でございます。

資料2を御覧いただければと思います。「介護人材確保に向けた処遇改善等の課題」について御説明をさせていただきます。

まず資料の3ページから7ページにかけまして、11月21日の分科会でいただきました御意見を事務局のほうで整理をさせていただきました。

3ページを御覧いただければと思います。

(処遇改善の考え方)については、1つ目の○で、若い世代が介護職を目指したいと思えるよう持続的な処遇改善が必要。

2つ目の○で、令和8年度改定におけるさらなる処遇改善加算の充実が必要などの御意見をいただきました。

また、4ページにお進みいただきまして、上段が(処遇改善の考え方)の続きになりますけれども、1つ目の○で、物価上昇への対応などの経営の安定に向けた対応への支援が必要。

また、2つ目の○は、令和8年度改定は期中の対応なので保険者の財政運営への配慮が必要などの御意見がありました。

4ページの下段は(賃金水準)についてでございます。

全産業平均を目標とすることや、他産業と人材の引き合いになっている状況を踏まえ、早期に対応する必要があるなどの御意見をいただきました。

5ページを御覧ください。

1つ目の○で、単なる給与の引上げではなく生産性向上を前提とした処遇改善が必要という御意見があるとともに、2つ目の○では生産性向上、業務効率化は人を減らすためのものではなく、目的がケアの質の向上であることを忘れてはいけないといった御意見をいただきました。

6ページを御覧ください。

(処遇改善加算の対象範囲) でございます。

ケアマネジャーや看護職員なども人材不足が深刻であり、処遇改善加算の対象とすべき。

現行でも、処遇改善加算を多職種に配分していることも踏まえ、職場内で不公平が出ないように対応するべきという御意見や、現状の介護職員が配置されていないサービスの特徴などを踏まえて検討するべき等の御意見をいただきました。

7ページを御覧ください。

上段が(対象拡大した際の取得要件)について、2つ目の○でございますけれども、処遇改善の検討や書類作成が困難であり、事業所に負担のない簡易な仕組みとするべきとの御意見をいただきました。

7ページの後段は(その他)として、これまで御紹介したもの以外について記載をさせていただいております。

こうした御意見も踏まえつつ、令和8年の介護報酬改定に向けて、本日も8ページ目以降で御議論をいただければと考えてございます。

9ページ目を御覧ください。

本日の論点として、「令和8年度介護報酬改定における処遇改善の考え方」につきまして「現状と課題」をお示ししております。

1つ目の■におきまして、令和6年度介護報酬改定では令和6年、令和7年の2年分を措置した上で、令和8年度以降の対応については令和6年度改定及び令和6年度補正予算で措置をした施策が介護職員等の処遇改善に与える効果について実態を把握し、令和8年度予算編成過程で検討することとしております。

2つ目の■ですけれども、この実態把握につきまして、令和7年の介護分野の賃上げの状況に関する調査の結果は先日御報告させていただきましたけれども、基本給等が2.5%、平均給与額が2.0%の増加となっておりますが、今年度も全産業で力強い賃上げが実現しており、介護分野における人手不足は依然として厳しい状況ということでございます。

こうした状況を踏まえまして3つ目の■でございますけれども、11月21日に閣議決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策」におきまして、「他職種と遜色ない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う」としてございます。

また、4つ目の■でございますけれども、先週の金曜日、11月28日に閣議決定されました令和7年度補正予算に、介護従事者に対して幅広く賃上げ支援を実施し、生産性向上や

協働化に取り組む事業者の介護職員に対して賃上げ支援を上乗せするとともに、介護職員について、職場環境改善に取り組む事業者を支援する「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」が盛り込まれたところでございます。

加えまして、5つ目の■におきまして、本年6月に公表しました政府の「省力化投資促進プラン」においても、業務効率化や生産性向上の取組を進めながら持続的な賃上げ等につなげていくこととしてございます。

最後の■でございますけれども、生産性向上等の取組において、例えば生産性向上体制推進加算について、本年度の改定検証調査において、加算の見直しを含む必要な対応の検討に向けた調査を実施してございます。

10ページを御覧ください。

「現状と課題」の続きになりますけれども、1つ目の■で、現行の処遇改善加算は取得率が約95%となっております。また、処遇改善加算の取得に当たりましては、職場環境等要件を設けておりまして、その区分の一つとして生産性向上、業務改善及び働く環境の改善のための取組というものを設けております。

2つ目の■でございますけれども、令和6年度改定の審議報告において、一本化した介護職員等処遇改善加算は、職場環境等要件の取得状況も含め、給与の引上げや多職種への配分の状況等の検証を着実に行うこととしております。

3つ目の■でございますけれども、前回の分科会においても持続的な賃上げに向けて、業務効率化や生産性向上の取組などと組み合わせて総合的に取り組む必要性や、処遇改善に係る措置を報酬で対応する際の保険料負担、それから利用者負担への配慮について、また第9期の計画期間中の対応という観点からの検討の必要性についても御指摘をいただいたということでございます。

こうした現状を踏まえまして、本日の論点としては2つを挙げさせていただいております。

まず1点目でございますけれども、令和7年度補正予算による措置や持続的な賃上げの必要性、計画期間中の改定であることなどを踏まえまして、令和8年度改定における処遇改善の対応についてどのように考えるかという点でございます。

その際、①、②でお示しをしているとおり、対象職種やサービスの範囲について、さらには職場環境改善や生産性向上の取組についてどのように考えるかという点について御意見をいただければと思います。

2つ目の論点でございますけれども、来年の令和9年度改定を見据えまして、持続的な賃上げに向けた業務効率化や生産性向上の取組、処遇改善加算の趣旨や事業所の事務負担の軽減と処遇改善の実効性を両立する必要性などの観点を踏まえまして、どのような方向性が考えられるかという点を挙げさせていただいております。

本日は、以上の点について御意見をいただければと思います。

11ページ目以降、本日の議論に関連をした資料ということでございます。前回までに御

紹介しなかった資料を中心に御紹介をさせていただきます。

12ページを御覧いただきまして、経済対策を踏まえ、先日閣議決定されました補正予算に盛り込まれた介護分野の職員の賃上げ、職場環境改善支援事業でございます。

今年度の事業ですけれども、3つの部分から成っております。①で介護職員以外の職員を含む全ての介護従事者を対象とした月額1.0万円相当の支援。

②では、ケアプランデータ連携システム等への加入、または見込みや生産性向上推進体制加算の取得、または見込みなど、一定の要件を満たした事業者の介護職員に対する0.5万円相当の支援。

さらに③としまして、令和6年度補正予算と同様の要件で介護職員の職場環境改善の支援として人件費に充当した場合に0.4万円相当の支援を行うこととしてございます。

13ページを御覧ください。

先ほどの②の申請要件として設けられておりますケアプランデータ連携システムの概要ということでございます。

本システムについては、介護事業所間でケアプランのやり取りをオンラインで行うことでの事務負担を軽減させるものでございます。

14ページを御覧ください。

14ページにございますとおり、現在ケアプランデータ連携システムの導入支援、または利用支援を行ってございます。

具体的には、ケアプランデータ連携システムの利用を開始するためのサポートを受ける費用について、原則全額を助成するとともに利用料を無料としております。

15ページ、16ページにつきましては、同じく先ほどの補正予算の②の要件として設けられております生産性向上推進体制加算の概要ということでございます。

17ページを御覧いただきまして、処遇改善加算の職場環境要件についてまとめたものでございます。

また、18ページには令和6年度改定における審議事項を掲載させていただいております。

19ページ以降は、その他の参考資料ということでございます。

以上、資料の説明でございます。

○田辺分科会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のございました事項につきまして御意見、それから御質問等がございましたらよろしくお願ひいたします。

では、濱田委員、よろしくお願ひします。

○濱田委員 ありがとうございます。

今般、総合経済対策ではありますが、6ページの課題も踏まえていただきまして、居宅介護支援事業所の介護支援専門員も含めて賃上げ支援を予定いただき、改めて厚生労働省をはじめ、政府関係者の先生方を含め、御礼を申し上げたいと存じます。

一方、今回居宅介護支援事業所につきましては②の協働化に取り組む上乗せと、職場環

境支援の対象には含まれませんでした。また、介護報酬で居宅介護支援事業所では項目がない生産性向上加算等の要件や、職場環境改善の計画実施が要件となっているようございますが、論点にもありますように、同様の取組を行っている居宅介護支援事業所や介護支援専門員もぜひとも職種としてお認めいただきますよう、引き続きお願い申し上げます。

また、対象期間は6か月ということでございますが、今般、資料2の12ページの「①施策の目的」に記載されていますように、介護支援専門員の人材確保も介護職員以上に高い有効求人倍率で厳しい状況にございます。一時金で終わらせる事なく、令和8年度に補助金、または介護報酬改定の実施をお願いいたしまして、これらの取組が持続的な賃上げとなるようにしていただければ幸いでございます。

そして、同じく39ページには「介護情報基盤の活用のための介護事業所への支援」につきましても、実際にかかる費用に照らした支援と、希望する事業所分の予算等の確保をお願いできればということでございます。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

では、平山委員、よろしくお願ひします。

○平山委員 連合の平山です。

処遇改善について、令和7年度補正予算案では幅広い事業所と職種が賃上げの対象となっております。まずは、この賃上げの措置が年度内に速やかに現場に届くように進めていただきたいと思います。

また、この処遇改善は一時的な措置にとどまる事なく、持続的な賃上げとして確実に現場に届く仕組みとすることが不可欠であります。介護分野の深刻な人材不足を解消し、質の高い介護サービスを継続して提供するためには、令和8年度、令和9年度、介護報酬改定において、処遇改善の対象は介護に関わる全ての事業所、全ての職種を対象とし、賃上げの額については今回の補正予算で措置された賃上げ水準を継続するとともに、全産業平均と遜色のない賃金水準の実現を目指してさらなる引上げを行うべきです。

介護現場は多職種で支えられており、対象を限定した賃上げ措置では効果が十分に発揮されず、人材確保にもつながりません。持続的な処遇改善こそが介護人材の確保定着、そして介護提供体制の安定につながると考えております。

また、生産性向上に向けてですけれども、介護現場の負担軽減のためにはICTやテクノロジーの活用は不可欠だと考えております。そのための導入、運用に必要となる財政的措置や技術的支援を行うことは必要です。

ただし、効率化はあくまでも現場の負担を減らし、介護職員が働き続けられる環境を整えるものであり、決して人を減らすための効率化であってはなりません。介護サービスを持続していく上で、人材の確保と定着は何より重要と考えます。そのためには、改めて処遇改善の実効性を高め、業務負担の軽減と合わせて、根本的には賃金水準の引上げを早急に進めていくことが不可欠と考えております。

持続的な賃上げに向けて、事務負担の軽減と処遇改善の実効性を両立する上では、やはり申請については分かりやすくシンプルにしていただく必要があると思いますし、実績報告についてはこれまでの分析で重要でないと思われる項目があれば削除するなど、できるだけシンプルなものにするべきと考えております。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

では、志田委員、よろしくお願ひします。

○志田委員 ありがとうございます。認知症の人と家族の会の志田です。

12ページに補正予算案の介護分野の職員の賃上げ、職場環境改善支援事業で、介護従事者に対する賃上げ支援1万円、協働化等に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せが0.5万円、職場環境改善支援を人件費に充てた場合は0.4万円相当の賃上げとあります。

質問です。どこの施設・事業所に所属していても、最低1人1万円の賃上げになるという理解でよろしいのでしょうか。御説明をお願いしたいと存じます。

次に、10ページの論点についての要望です。人材流出を防ぐための緊急的対応はできるだけ早く実施して、人材流出に歯止めをかけていただくことを希望します。

なお、補正予算は今年12月から来年5月までの半年分とのことですが、6月以降も継続していただくことを希望いたします。職場環境改善、生産性向上の取組については、介護現場で働く皆さんのがペーパーワークなど、事務的な作業の効率により、利用者本人と向き合う時間が増えるよう取組を進めることをお願いします。

処遇改善加算の趣旨ですが、介護現場で働く人の離職防止を目的にスタートしたと理解しています。加算の創設よりも人手不足が加速する中、さらに処遇改善加算の充実、特に賃金の引上げにつながることを要望します。

なお、介護保険部会では持続可能性の確保として2割負担の対象者を広げることが審議されています。利用者負担が増え、サービスを諦める人が出ることを防ぐための対応策も併せて必ず検討してください。

22ページに、前回お願いしましたヘルパーの有効求人倍率をお示しいただき、ありがとうございます。

しかし、2017年度の段階で11.33倍と10倍を超え、新型コロナウイルス感染症の流行直前の2019年度に15.03倍となり、2024年度になって多少下がったとはいえ、14.74倍という数字を見ますと、結果的にホームヘルパーを確保する有効な施策がなかったのではないかと思わざるを得ません。

補正予算案では、医療・介護等支援パッケージの継続支援事業として訪問系サービスの訪問、送迎に必要な経費とあり、利用者本人や介護家族にとって大変うれしいことです。

とはいって、提供体制確保支援事業などを拝見すると、今後も増え続ける在宅サービスのニーズに対してホームヘルパーが増えていくのであろうかという不安が残念ながら解消されるわけではありません。介護人材の確保の中でも、在宅で暮らす利用者、介護家族のた

めにホームヘルパー確保に対して継続的、抜本的な支援を強くお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○田辺分科会長 1点、御質問がございました。回答をお願いします。

○堀老人保健課長 老人保健課長でございます。

12ページの補正予算案についての御質問をいただきました。

まず、前提といたしまして、これについてはまだ予算案ということでございまして、これから国会での審議をいただいてということでございます。その上で、仮にこの予算が通りますれば、実施要綱の中で具体についてお示しをしていきたいと思っておりますけれども、御質問の関係で申し上げますと、現行の処遇改善加算の算定できる事業類型に加えまして、訪問看護、訪問リハビリテーション、それからケアマネの事業所等についてはこの対象とする方向で考えてございます。

○田辺分科会長 ほかはいかがでございましょう。

では、尾崎参考人、よろしくお願いします。

○尾崎参考人 ありがとうございます。

本日は、大石知事が公務により参加できないため、長崎県福祉保健部次長の尾崎が参考人として出席させていただいております。

1点、意見を申し上げます。

介護人材の確保につきましては、国の令和7年度補正予算、医療・介護等支援パッケージにおいて「介護分野の職員の賃上げ、職場環境改善支援事業」や、「介護事業所、施設のサービス継続支援事業」など、物価上昇への対応を含む様々な措置を講じていただきたいところであり、都道府県といたしましても国からの「補正予算案における早期予算化」の要請を踏まえ、事業者の皆様に本対策が速やかに届くよう、可能な限り早期に事業を執行してまいりたいと考えているところでございます。

令和8年度においては、依然として厳しい状況にある人材不足や、他産業との賃金差を踏まえ、令和9年度に予定されている次の定期改定を待たず、臨時の改定により介護分野の職員の賃上げと人材の確保、経営の改善に向けて十分な措置を講じることが必要であると考えております。

一方で、令和8年度の報酬改定につきましては、第9期計画半ばでの対応となることから、改定の規模が拡大すると計画に見込まれていない給付費の増加となり、保険者の介護保険財政に大きな負担がかかることとなります。報酬改定に当たっては保険者の財政状況を十分に考慮していただき、制度運営に支障が生じないように進めていただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、坂口参考人、よろしくお願ひいたします。

○坂口参考人 発言の機会をいただき、ありがとうございます。

本日、公務により欠席の全国市長会代表長内委員に代わりまして発言をさせていただきます。

先般示されました令和7年度補正予算案におきまして、医療・介護等支援パッケージの中で、介護分野における物価上昇、賃上げ等に対する支援を盛り込んでいただいておりまして、介護職員の処遇改善に資するものになると期待をしているところでございます。

全国区市長会といたしましては、2点ございます。

1点、介護分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において必要な対応を行うとされておられますけれども、令和4年度に行われた期中改定の際には、介護給付費準備基金を取り崩すことに対応した保険者もございました。

準備基金の積立て状況には地域差があること、いずれの保険者も次期改定時の保険料上昇を緩和する財源としている実情などを踏まえ、介護保険財源への影響があることから、基金等の活用には慎重かつ丁寧な説明が必要であると考えております。

もう一点でございます。前回からの繰り返しになりますけれども、令和8年度介護報酬改定は本来想定されていない期中改定となることから、安定的な介護保険財政運営のため、これまでの財政スキームにとらわれることなく、来年度の当初予算において必要な予算措置を確実に講じていただきたいと思います。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、小泉委員、よろしくお願ひします。

○小泉委員 ありがとうございます。全国老人福祉施設協議会の小泉でございます。

まず、介護現場の最大の課題は人材の確保と定着であり、その根本にあるのは賃金の低さです。前回の分科会でも申し上げましたが、多くの介護職員がより処遇のよい産業へと流出している状況にあります。この流れを止めるためにも、処遇改善加算を含む制度全体の抜本的な見直しが急務であると強く申し上げたいと思います。

特に重要なのは、介護職員の賃金水準を全産業平均に近づけていくことが人材確保の前提条件であるという点です。現在、介護職員の給与は全産業平均より月額8万円以上低い状態が続いており、この乖離が介護現場からの離職を招いております。この構造的な問題を解消するためには、単年度の加算による対応だけでなく、報酬本体による継続的な処遇改善が不可欠です。

処遇改善の対象について意見を申し上げます。

介護の質を支えるのは、直接介護に当たる介護職員だけではなく、看護職員、管理栄養士、介護支援専門員、生活相談員などの専門職に加え、事務員や調理員、施設管理に携わる職員など、多様な職種が一体となって介護サービスを支えています。それぞれの職種の協働があってこそ、利用者に安定したサービスを提供できています。したがって、特定の職種に限定するのではなく、幅広い職種を適切に処遇改善の対象とする方向性を求めます。

本来、このような処遇改善は介護報酬によって行われるべきものです。現実には報酬水

準自体が事業運営に十分とは言えず、処遇改善の原資が確保できないために事業者は処遇改善に依存せざるを得ない状況が続いている。

この状態では、安定的かつ継続的な処遇改善が困難であり、継続可能な制度として報酬本体の見直しと合わせて安定的に原資が循環する仕組みづくりを検討いただきたいと考えています。

さらに処遇改善と併せて、職場環境の改善や生産性の向上も重要な柱です。ICT、DXの活用、業務効率化、働きやすいシフト管理、研修・育成の充実など、現場では様々な改善努力が進んでいますが、これらの取組は一定のコストやマンパワーを必要とします。こうした取組を行う事業者が正当に評価される仕組みがあれば、介護現場の働きがいの向上と質の向上の双方につながると考えます。

以上の理由から、まずは処遇改善の抜本的見直し、報酬本体による継続的な処遇改善、幅広い職種を対象とした支援、職場環境改善に向けた評価制度の構築を強く要望いたします。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

では、伊藤委員、よろしくお願ひします。

○伊藤委員 ありがとうございます。

介護従事者の確保は喫緊の課題であり、賃上げ、あるいは物価上昇等の状況を踏まえると、処遇改善の必要性につきましては一定の理解をしているところです。

ただ、その一方で、処遇改善を介護報酬で対応していくことは利用者負担、そして保険料負担のさらなる増加にもつながるものです。処遇改善の検討に当たっては、補助金、公費での対応など、財源の在り方につきましても併せて検討いただきたいと思います。

今回の補正予算における補助金では、全サービスが対象となっています。処遇改善加算の対象範囲については、現行は「基準上、介護職員が配置されていないサービス」といった考え方や現行の加算による賃金配分について介護職員以外に配分されている状況、また利用者負担、保険料の負担とのバランスも考慮しながら、対象範囲の拡大については慎重に検討いただきたいと思います。

また、処遇改善に当たっては、職場環境の改善や業務の効率化、テクノロジー等を活用した職員の業務負担の軽減やケアの質の向上に資する生産性の向上といった介護事業の体质強化につながる施策とセットで進めるべきものと考えています。

こうした取組を頑張っているところを重点化したり、あるいはより上位の加算の算定といったインセンティブにつながる職場環境等の要件の見直しや、処遇改善とセットで行っていくべきだと考えています。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

では、及川委員、よろしくお願ひします。

○及川委員 ありがとうございます。日本介護福祉士会の及川でございます。資料2について御意見申し上げます。

人材流失を防ぐことの必要性は言うまでもありませんが、介護分野については他産業のみならず、他職種との給与格差が実質的に改善される処遇改善となることが重要でございます。とりわけ介護現場で中核的な役割を担う介護職員には、より手厚い配慮が行われるよう、工夫された仕組みとすることを強く要望いたします。

さらに、介護現場で業務改善をリードする役割を担うデジタル中核人材については養成研修も開始されているところであります、当該研修の修了者を報酬上も適切に評価する仕組みを検討することも一案と考えます。

以上でございます。ありがとうございました。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

それでは、清家委員、よろしくお願ひします。

○清家委員 ありがとうございます。

今回の補正予算案での対応は、現行の処遇改善加算よりも幅広い層を対象ということで受け止めております。仮に今後、これに準じて介護報酬でも手当するとした場合には、現行の財源構成の下では保険料や利用者の負担にも影響するということは認識いただく必要があるかと思います。したがいまして、今後の報酬改定の検討に当たりまして、負担水準への影響も併せて定量的に示していただきたいと思います。

人材確保に向けましては、処遇改善だけでなく、今後は生産性向上や業務効率化への一層の取組も期待いたします。例えば、ICT、AIやロボットの各種テクノロジーの導入に取り組むことが不可避であります。これは現場の負担軽減だけではなく、利用者に対するサービスの質の向上にもつながると思います。テクノロジーの活用を人員配置の柔軟化につなげて、経営効率を高めることにも取り組んでいただきたいと思います。

さらに、前回の会合でグループ化や協働化などのマネジメントの課題に関する御指摘もございました。これに関連して、例えば中小零細事業所に対して経営の協働化、大規模化を進める環境整備と併せて、さらにメリットを感じることのできるインセンティブも検討いただくことで、介護の提供体制の構造転換を促す取組も必要なのではないかと思います。

私からは、以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

それでは、石田委員、よろしくお願ひします。

○石田委員 よろしくお願ひします。

論点の①でございますけれども、対象とする職種やサービスの範囲ということですが、これは補正予算のときにもあったように介護分野の全ての職員ということで、対応する職種については幅広い領域を想定していただきたいと思っております。

論点の②です。ここで職場環境改善・生産性向上の取組ということがあります。この点についてちょっと確認したいのですけれども、職場環境改善や生産性向上の取組の本質的

な目的が何かという点です。これをしっかりと押さえていただきたいと思っております。

16ページですけれども、ここに生産性向上推進体制加算のⅠとⅡというのが（新設）と書かれています。この加算のⅡにつきましては、ベースとして「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で…」と縷々書かれております。

これらは全部並列して書かれておりますが、先ほど申しました生産性向上の本来の目的というのは、介護サービスの質の確保、もっと言えば質の向上のはずです。その目的を達成するために、例えばテクノロジーを導入したり、働く人たちの働き方について、休み時間の確保であったり、いわゆる職場環境整備をするというのは、これはあくまでも手段です。こうした手段によって一番重要な目的である介護サービスの質の確保、質の向上がどのように果たされているかという成果を見なければ、何のための生産性向上なのか、本当の意味での生産性向上の目的が履き違えられることがないようにすべきと思います。

それで、加算Ⅰのところで業務改善の取組による成果ということで（※1）が示されておりまして、そこにはア、イ、ウ、エ、オと5つが挙げられておりますが、「利用者のQOL等の変化」というところは1つだけで、あとは働く人たちのトータルの時間だったり、超過時間だったり、年次有給休暇であったりということが並んでいます。しかし、働く側の人たちが働きやすく、意欲を持って介護に従事できること、これは先ほど申し上げたようにあくまでも手段です。本当の意味での目的であるケアの質の確保・向上を測るために利用者のQOLという、この1つだけの評価でいいのかどうか。もっと細かな分析や指標を立てる必要があるのではないかと思います。

介護の現場というのは、働く人たちにとっては職場ですけれども、利用者にとっては生活の場です。その生活の場における利用者の人たちの生活の質というのをもう少しきめ細かな形で評価して、その質の向上が生産性の向上の最後の目的というところをしっかりと押さえた評価の在り方でないといけないと思っております。ぜひとも今後はそういったことも検討をしていただきたいと思っております。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

それでは、田母神委員、よろしくお願ひします。

○田母神委員 ありがとうございます。資料2について意見を申し上げます。

12ページにお示しいただきました今回の令和7年度補正予算案においては、「介護分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援」として、看護職を含む介護分野で就業する幅広い職種に対する賃上げ等を盛り込んでいただき、感謝を申し上げます。

給与額の増額幅についてでございますが、専門職の中で看護職員が最も少ない状況が続いております。施設ごとの看護職員の配置数が少ない中、多くの利用者の方々の状態の変化等に夜勤、あるいはオンコールを含めて対応している状況がございます。これまで分科会で示されているように、こうした状況下で看護職の離職率が近年上昇をしております。

処遇改善がなければ、人材確保・定着が困難と考えております。

今回の補正予算の措置は6か月に限られておりますので、継続的な人材確保と離職防止の視点から、令和8年度介護報酬改定においても引き続き処遇改善加算の対象を特定の職種に限定せず、看護職を含む介護分野で働く幅広い職種に拡大すること、そして他産業と遜色ない賃上げを図るための改定率が確保されること、そして介護職員等処遇改善加算の算定対象外とされております訪問看護事業所、居宅介護支援事業所、訪問リハ等を加算対象に含めることを重ねて要望申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、訪問看護事業所の経営の状況、金額ベースの収支差などを考慮いたしましても、各事業所で人材確保や業務効率化などに取り組んでおりますが、さらなる取組が非常に厳しい状況にございます。

対象範囲を拡大する際には、訪問看護事業所は小規模な事業所が多く、届出に関する書類作成など、多くが求められております中、新たな補助が創設された場合に、事務手續が煩雑となりますと対応が難しいということになりますので、事業者にとって負担のない簡易な仕組みとしていただくことを併せて要望いたします。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

では、東委員、よろしくお願ひします。

○東委員 ありがとうございます。

資料2の9ページの上から4つ目の■に、11月28日に閣議決定された補正予算のことが書いてございます。今回は骨太の方針に従って介護職員だけでなく幅広い職種、すなわち全ての介護従事者を対象にしていただいたわけでございます。また、今回は以前、処遇改善加算の対象となっていました居宅介護支援事業所、訪問看護、訪問リハビリにおける従事者にも対象を拡大していただきました。感謝を申し上げたいと思います。

したがって、資料2の10ページの論点にございますが、職種の範囲につきまして、これは当然全ての介護従事者にすべきと考えております。

さらに、今回の補正予算の案におきましては、全ての介護従事者につき1万円、それから介護職員につきましては最大月1万9000円という案が説明されておりますが、これらは令和6年、令和7年度の他産業との賃上げの差を埋める賃上げ支援と考えております。令和8年度の臨時の報酬改定におきましては、今回の補正予算の額をベースに、さらにそれに上乗せをしていただかない限り、他産業との差を縮めることはできないと考えございます。

したがって、令和8年度期中改定におきましては、全従事者に月2万円、介護職員におきましては月2万9000円程度の賃上げ改定をお願いしたいと考えてございます。

次に、同じく10ページ、論点の2つ目の②には職場環境改善・生産性向上の取組についてということが書いてございます。人員不足の中、少ない人員で質のよいサービスを提供するためには、私どももICT機器等の導入活用は必須と考えております。

しかし、ICT機器等の導入には高額な経費が必要となります。そういう意味では、今回資料2の参考資料40ページにありますように、今回の補正予算におきましては介護テクノロジー導入支援の補助率はこれまで4分の3でございましたが、5分の4にしていただいたことは大変ありがたいと思います。ぜひ引き続きこの5分の4の補助率を継続していただき、さらには額についてもさらに積み上げていただき、介護現場の生産性向上が進むよう御支援をお願いしたいと思います。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

では、江澤委員、よろしくお願ひします。

○江澤委員 ありがとうございます。

介護という仕事は、特性のある限られた貴重な人材が業務に就いているわけです。誰もが食事介助、入浴介助、おむつ交換ができるわけではない、大変貴重な、ある意味ではもちろんやりがいもありますけれども、大変な仕事をされているわけなので、今後の人材確保を考えれば全産業平均を上回る処遇改善をやはり考えていかないと、景色は変わらないのではないかと思っています。

また、これは今、東委員もおっしゃられましたけれども、人材不足は決して介護職員のみならず、事務職員も含めた介護分野に関わる全ての従事者、すなわち介護従事者処遇改善加算と衣替えして対応すべきであろうと思います。

さらには、前回出ておりました居宅介護支援、訪問看護、訪問リハなどのこれまで対象外であった職種の改善も今回の補正予算に倣い、人材確保に努めるために処遇改善を行うべきだと思っております。

職場環境要件については、もしそれが弊害になって処遇改善加算が算定できていない事業所があるのであれば、大幅な簡素化も検討していく必要があるかと思います。取りあえず、今は現場職員に早く処遇改善を届けるということが何よりも先決だと思います。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

ほかはいかがですか。

では、田中委員、よろしくお願ひします。

○田中委員 ありがとうございます。日慢協の田中でございます。

論点①、論点②の順にお話をしたいと思います。

論点①ですが、まず私からも今回の処遇案については、全ての従事者に支給を考えていただけるということで本当にありがとうございます。今後も全ての職種を対象とし、賃上げを継続してほしいと思います。今般、最低賃金の値上げが決定しておりますので、それに伴う対応も困難では困ると考えています。

伊藤委員が話されるように、若者の負担を増やさないということは非常に重要だと思いますし、介護現場にも若者が多く、ただでさえ他産業と比べて8万円も低い給与体系であ

る彼らのその負担を上げないためにも、財源については検討が必要だと考えます。

論点の②です。取得要件が足かせにならないよう、要件を選定するときには、少し頑張れば実現可能なものもしっかりと盛り込んでほしいと思います。例えば、ケアプランデータ連携システムの導入率が低くて利用がうまくいっていないと聞いています。支援をしていただいているものの、実際にはこれまで使っていたシステムを変更することに、紙ベースも含めてですけれども、多くの事務的負担がかかるため、入れているところが少ない。そんな中、頑張って自分たちだけ入れるとすれば、たとえ加算のために自分のところだけ導入しても、地域にとってあまり意味がないことなのではないかと思います。それを要件としてよいのかどうか、ぜひしっかりと現場の現実を御理解いただき、検討を続けていただければと思います。意見でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

ほかはいかがでございましょう。よろしゅうござりますでしょうか。

では、この議題についてはここまでとしたいと存じます。

最後に議題3の「基準費用額」につきまして、事務局より資料が提出されておりますので、説明のほうをお願いします。

では、よろしくお願いします。

○堀老人保健課長 老人保健課長でございます。

資料の3を御覧ください。「基準費用額」について御説明をさせていただきます。

議題1におきまして、経営概況調査の結果をお示しさせていただいたところでございますけれども、経営概況調査の結果も踏まえまして基準費用額の取扱いについて御議論いただければと考えてございます。

1ページを御覧ください。

1ページで「論点」と「対応案」ということをお示しております。

まず「論点」の1つ目の■でございますけれども、基準費用額は食事の提供や居住等に要する平均的な費用の額を勘案して定めることしております。

2つ目の■ですけれども、基準費用額のうち食費については、前々回改定である令和3年度改定におきまして、経営実態調査の結果を踏まえ、日額53円の引上げを行いましたけれども、前回令和6年度改定においては対応を行っておりません。

3つ目の■でございます。基準費用額のうち居住費等につきましては、前回の令和6年度改定におきまして令和4年の家計調査による高齢者世帯の光熱・水道費の上昇などを踏まえまして、日額60円の引上げを行っております。

4つ目の■でございます。基準費用額は介護保険法の規定におきまして、介護保険施設における食事の提供、または居住等に要する費用の状況、その他の事情が著しく変動したときは、速やかにそれらの額を改定しなければならないこととされております。また、令和6年度介護報酬改定に関する審議報告におきましても、物価上昇への対応として「引き続き、物価高騰が居住費・食費に及ぼす影響を適切に把握し、必要な対応を行うべきであ

る。」とされてございます。

5つ目の■でございますけれども、令和7年度介護事業経営概況調査の結果では、令和6年度決算における介護保険施設における食費の平均額は月額4万6938円となってございまして、現行の基準費用額を月額換算した数字となる4万3928円を約3,010円上回っているという結果でございました。

また、家計調査を見ましても、高齢者世帯1人当たりの食費は近年大きく上昇している一方で、高齢者世帯1人当たりの光熱・水道費は家計調査によると令和4年以降については横ばいとなっているという状況でございます。

こうした状況を踏まえまして6つ目の■でございますけれども、介護保険施設における基準費用額についてどのように考えるか。併せて、補足給付における負担限度額についてどのように考えるかという点を論点として挙げさせていただいてございます。

ページ下部の「対応案」でございますけれども、介護保険施設等における食費の基準費用額について、近年の食費の上昇に対応し、在宅で生活する方との負担の均衡を図る観点から、令和7年度介護事業経営概況調査において、食事の提供に要する平均的な費用の額と基準費用額との差が生じている状況を踏まえ、利用者負担への影響を踏まえつつ、必要な対応を検討してはどうか、とさせていただいております。

続きまして、2ページ以降の資料の御説明ということでございます。

まず2ページ目につきましては、先ほどお示しをしましたとおり、本年度の概況調査の結果ということでございます。

左の表の赤枠で囲っております一番上でございますけれども、令和6年度決算の食費の状況をお示ししておりますが、合計額が月額で4万6938円になってございまして、その左にございます現行の基準費用額を月額換算した数字となります4万3928円を3,010円上回っているという結果でございました。

3ページ、4ページは、総務省が行っております家計調査から作成をしたものでございます。

3ページは、「高齢者世帯一人当たり食料費」についてお示しをしておりますけれども、近年急激に食費が上昇しているということがうかがえるものでございます。

続きまして、4ページにつきましては「高齢者世帯一人当たり光熱費・水道費」の状況ということでございます。

こちらは令和6年度改定以降、横ばいの状況が続いているということがうかがえるということでございます。

5ページ以降は、参考資料ということでございます。

10ページ、11ページは、令和7年度補正予算に盛り込みました介護事業所・施設のサービス継続支援事業の概要資料ですので、適宜御参照いただければと思います。

資料3の説明については以上となりますので、基準費用額に対する対応について、1ページ目の「論点」を踏まえ、「対応案」について御議論いただければと思います。

以上でございます。

○田辺分科会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のございました事項に関しまして御意見、それから御質問等がございましたらよろしくお願ひ申し上げます。

では、志田委員、お願ひいたします。

○志田委員 ありがとうございます。認知症の人と家族の会の志田でございます。

食費の基準費用額は、昨今の物価高の中で引上げの検討は必要なことだと理解しております。

しかし、食費は利用者の負担にも直結します。私ども認知症の人と家族の会は、低所得者への配慮をしっかり行っていただきたいと繰り返しお願いをしております。会員からは、低所得者のために公費負担を増やせないかという声もあります。食事代が増えたために、サービスを諦める、あるいは施設を退去しなければならない人を出さないように、併せて対策を検討することをお願いいたします。

また、今回のテーマではありませんが、利用者の負担を考えるときに、介護サービスだけでなく介護関連費用も含めて家族が負担している、あるいは補助している実態はどうなっているのかを知ることは重要であると考えます。もし既に調査結果などがあるようでしたら、今後教えていただきたいと存じます。

なお、質問が1つございます。介護保険部会では補足給付の見直しもテーマになっていますが、食費の基準費用額の見直しとともに2026年度の期中改定が予定されているのでしょうか。教えていただければと存じます。

以上です。

○田辺分科会長 この点、回答できますでしょうか。まだ熟していないという感じでしょうか。

○西澤介護保険計画課長 介護保険計画課長でございます。

今、介護保険部会で議論させていただいているのは、制度的な枠組みといいますか、今 の補足給付の負担の区分というものの在り方を検討させていただいております。それで、そちらの話もございますが、今回分科会で御議論いただくのは、まさに基準費用額という価格の部分とそれに伴う標準負担額ということで、少し射程にしているところが異なるのかなとは思いますけれども、いずれにしても見直しとしては最後は一体のものになるのではないかと考えております。

○田辺分科会長 よろしゅうございますか。

○志田委員 ありがとうございます。

○田辺分科会長 それでは、小泉委員、よろしくお願ひします。

○小泉委員 ありがとうございます。

本日の資料では、令和7年度概況調査として4万6938円が示されています。これを月30.4日で割ると、1日当たり1,544円となりまして、現行の基準費用額1,445円との差は99円と

なります。

11月28日に公表されました補正予算における1人当たり1万8000円の食費支援は1日当たり、これも約99円となり、この補正が令和7年度概況調査を根拠として算出されたものと理解しております。食材料費の高騰により、利用者の食事内容にも影響を及ぼしかねない厳しい状況でしたので、今回の補正予算での御対応については、まずは感謝を申し上げます。

しかしながら、食材料費は依然として上昇傾向が続いています。概況調査より1年新しい全国老施協が行った調査では、令和7年6月時点の1人1日当たりの食費は1,788円であり、基準費用額との差は343円と、さらに拡大していると言えます。このため、補正予算の水準では全く足りず、継続的な支援と基準費用額の実際の価格を踏まえた見直しが不可欠と考えます。

令和8年度の介護報酬改定においては、今回の補正相当である1人99円を上回る確実な基準費用額の引上げをお願いするとともに、物価高騰に機動的に対応できる物価スライド制の導入を強く要望いたします。

今後の物価対応の具体的イメージでありますけれども、令和7年度補正につきましては令和6年度決算の概況調査を基に90円の補助、そして令和8年度の期中改定としては基準費用額を99円プラスアルファで引き上げていただき、そして令和8年度補正では令和7年度決算の経営実態調査を基に、物価高騰分に応じた追加補助をお願いしたいところでございます。そして、令和9年度改定は基準費用額を実態に基づき再度適正化をしていただきたいと考えております。

最後に、基準費用額の見直しに対しては低所得者への影響を避けるため、現行の補足給付制度の利用者負担限度額は維持していただきたいと考えます。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

ほかはいかがでございましょうか。

では、平山委員、どうぞ。

○平山委員 連合の平山です。

食費の利用者負担についてですけれども、資料の3ページに示されておりるように、高齢者世帯1人当たりの食費の状況を見ますと、近年急激に上昇しております。また、基準費用額と介護事業経営概況調査結果との乖離を踏まえれば、食費の基準費用額を見直す必要性については理解しているところでございます。

ただし、直近の引上げが利用者にどのような影響があったのか、実態を丁寧に把握した上で低所得の方への配慮については検討をぜひお願いしたいと考えております。

私からは以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

では、伊藤委員、よろしくお願ひします。

○伊藤委員 ありがとうございます。

基準費用額については、御説明いただいたとおり、近年の食費の上昇等の状況を踏まえると、在宅とのバランスを踏まえた対応を行うという観点から、低所得者への配慮を十分にした上で、基準費用額と負担限度額をともに引き上げる対応が必要だと考えています。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

では、東委員、よろしくお願ひいたします。

○東委員 ありがとうございます。

資料3の1ページ、「論点」の上から4つ目の■にもありますように、基準費用額については介護保険法におきまして著しく変動したときには速やかにその額を上げるということが書いてございます。

一方、資料3の3ページを見ますと、食料費については2021年、令和3年から2024年、令和6年にかけ、急激に上昇していることが分かります。にもかかわらず、令和6年度の介護報酬改定におきまして基準費用額は上げられておりません。今回、介護保険法における著しく変動したときに該当すると考えますので、基準費用額の引上げを速やかに行うべきと考えます。

また、その額につきましては、今回概況調査におきまして食費で令和6年と基準費用額の差が3,000円という御指摘が先ほどございました。

しかし、これは令和6年度の決算状況の結果でございます。今は令和7年度でございまして、当然この1年で引き続き物価高騰は続いております。現状を考えますと、この3,000円の差というのは5,000円から6,000円の差に広がっていると考えられます。したがって、基準費用額の食費につきましては、恐らく月170円程度の引上げが必要ではないかと考えます。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

では、江澤委員、よろしくお願ひいたします。

○江澤委員 今、東委員も申されましたけれども、ここで令和7年度に3,000円食費が上がっているわけですが、今、申しましたように物価高騰は継続しておりますから、足元はこれ以上の上積みがなれさてていると思いますので、それについてどう考えるのか。今回のR8改定で手当を十分していくのか。また、補正は不確実ですけれども、確実に補正で確保していくのか。事務局におかれましては、十分に検討していただきたいと思います。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

では、田中委員、よろしくお願ひします。

○田中委員 基準費用額については、御検討ありがとうございます。

期中であるものの、概況調査で逆ざやになっていることが明らかになっている以上、速

やかな対応をお願いしたく、R9の改定を待たずに値上げをお願いしたいと思います。もちろん、所得の低い方に対しての配慮は忘れずにお願いできればと思います。

また、今後も物価スライドに関わる件については、期中改定も含めた検討を継続していただきたいと思います。

意見でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

では、濱田委員、よろしくお願ひします。

○濱田委員 資料3の参考資料の部分であります、資料3の10ページにサービス継続支援事業で補助金の支援が予定されているということの情報をいただきまして、居宅介護支援事業所も対象になっているのであればありますが、大変ありがたいと存じます。

特に、この夏は各地で高温の時期が続き、居宅介護支援事業所でも通常のモニタリングによる訪問に加えて、一人暮らしや高齢者のみ世帯では安否確認のために追加の訪問が多かった旨、報告を受けております。

物価高騰の折でもあります、このような支援は大変ありがたいので、特に今後も外部に出て支援を行う利用者宅への訪問が必要となる居宅介護支援も含めて継続していただければと存じます。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

ほかはいかがでございましょう。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、御議論をどうもありがとうございました。本日の審議はここまでにしたいと存じます。ベルの音を入れた効果かはよく分かりませんけれども、皆様方には審議に多大の御協力をいただきまして速やかな進行ができたと感じているところでございます。

本日の審議はここまでとしたいと存じます。

最後に、次回の分科会の日程等につきまして、事務局のほうより説明をお願いいたします。

○村中企画官 次回の日程は、事務局から追って御連絡をさせていただきます。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

それでは、本日はこれで閉会したいと存じます。深夜遅くとは申し上げませんが、夕方時からのスタートということで大分異例ではございましたけれども、お忙しいところを御参考いただきまして、また活発な御意見を賜りましてありがとうございました。

それでは、閉会いたします。